

**改正**

昭和51年3月9日規則第3号  
平成元年2月17日規則第2号  
平成8年9月17日規則第38号  
平成9年2月27日規則第2号  
平成12年6月1日規則第77号  
平成15年11月10日規則第69号  
平成17年9月12日規則第72号  
平成18年3月29日規則第26号  
平成25年3月29日規則第14号  
平成26年4月3日規則第23号  
令和3年10月7日規則第54号

宮崎県東京学生寮管理規則をここに公布する。

宮崎県東京学生寮管理規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県東京学生寮（以下「学生寮」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入寮資格)

**第2条** 学生寮に入寮できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 東京都の区域及びその周辺の地域に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学若しくは専修学校又は同法第104条第7項第2号に規定する教育施設のうち学生の身分が公務員でないものの第1学年（専修学校にあつては、修業年限2年以上の専門課程の第1学年に限る。以下同じ。）に入学することが決定した男子又は第1学年に在学する男子で、その者の生計を主として維持する者（以下「保護者」という。）が宮崎県内に居住するもの
- (2) 住居に困窮している者
- (3) 経済上の理由により入寮を必要とする者
- (4) 寮費を支払う能力のある者

(5) 健康で、かつ、共同生活を営むことのできる者

(入寮の手続)

**第3条** 学生寮に入寮を希望する者は、入寮申込書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に知事が定める期間内に、知事に提出しなければならない。

(1) 医師が発行する健康診断書

(2) 学生寮に入寮を希望する者の属する世帯に属する者のうち所得を有するものの所得証明書

(3) その他知事が必要と認める書類

**第4条** 知事は、前条の規定により入寮申込書を受理したときは、抽選により入寮者を決定するものとする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、選考により入寮者を決定することができる。

2 知事は、前項の規定により入寮者を決定した場合は、その旨をその者に通知するものとする。

**第5条** 前条の規定により入寮決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から10日以内に、保証人2名が連署した誓約書(別記様式第2号)を、知事に提出しなければならない。

2 入寮決定の通知を受けた者は、やむを得ない理由により前項に定める期限までに誓約書を提出できないときは、あらかじめ、知事の承認を受けて、その期限をさらに10日間延期することができる。

(保証人)

**第6条** 前条第1項の保証人のうち、1人は保護者、他の1人は所得を有する者であつて保護者と生計を別にするものでなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、入寮者に対しいつでもその保証人の変更を求めることができる。

3 入寮者は、その保証人の氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(入寮期間)

**第7条** 入寮期間は、入寮する年度の4月1日から起算して2年を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項の規定により入寮期間を定めた場合は、入寮者に当該入寮期間を通知するものとする。

(施設設備の保全)

**第8条** 入寮者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設設備の使用に当たっては、十分な注意を払い、正常な状態において維持し使用するこ

と。

(2) 施設設備をき損し、又は紛失したときは、原状に復し、又は弁償すること。

(3) 居室を目的以外に使用し、又は他人に使用させないこと。

## 第9条 削除

(規律の制定と周知)

**第10条** 知事は、この規則に定めるもののほか、入寮者が守るべき規律を定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により定めた規律を、入寮者の見やすい場所に掲示する等、その周知を図らなければならない。

(規則等の遵守及び衛生)

**第11条** 入寮者は、この規則、宮崎県東京ビル管理規則（昭和47年宮崎県規則第19号）及び前条第1項の規定により知事が定めた規律を遵守し、共同生活の秩序を重んじるとともに保健衛生に留意しなければならない。

(立入検査)

**第12条** 知事は、災害予防又は管理上必要があると認めるときは、入寮者立会いの上（入寮者が不在のときは適当な立会人とともに）、知事が指定した職員に居室の検査をさせることができる。ただし、非常の場合は、無断で入室し、検査をさせることができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により入寮者に無断で入室したときは、事後、その旨を本人に通知しなければならない。

(退寮)

**第13条** 入寮者が自己の都合により退寮しようとするときは、退寮する日の10日前までに退寮届（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、入寮者が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命じ、又はその入寮の許可を取り消すことがある。

(1) 入寮申込書に虚偽の記載があることを発見したとき。

(2) 指定する期日までに入寮しないとき。

(3) 寮費を完納しないとき。

(4) 入寮者が、この規則、宮崎県東京ビル管理規則又は第10条第1項の規定により知事が定めた規律に故意に違反したとき。

(5) 共同生活の秩序を乱したとき。

(6) 保健衛生その他の理由により在寮することが不適當であると認められるとき。

(7) 第2条第1号に規定する大学、短期大学、専修学校又は教育施設の学籍を離れたとき。

3 入寮者は、前2項の規定により退寮するときは、居室その他の施設設備につき知事が指定する者の検査を受けなければならない。

(指定管理者の管理の場合の読替)

**第14条** 条例第10条の規定により学生寮の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第3条から第7条まで、第10条、第12条及び前条の規定の適用については、第3条から第7条までの規定、第10条第2項、第12条及び前条（同条第2項第4号を除く。）中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の支払)

**第15条** 指定管理者による管理の場合、入寮者は、当該指定管理者に利用料金（条例第10条の5第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

**第16条** 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第4号）によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- (3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

**第17条** 条例第10条の2第3項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 入退寮手続及び寮監業務を適切に行える能力を有すると認められること。
- (2) 災害時及び緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。
- (3) その他知事が必要と認める基準

(指定管理者が行う業務)

**第18条** 条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 学生寮の入退寮手続に関する業務
- (2) 学生寮における寮監業務
- (3) その他知事が必要と認める業務

(指定管理者の管理の基準)

**第19条** 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な学生寮の運営を行うこと。
- (2) 入寮者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 学生寮の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(利用料金の承認)

**第20条** 指定管理者は、条例第10条の5第3項に規定する知事の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(別記様式第5号)に歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(協定書の締結)

**第21条** 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第10条の3各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)の実施に関し必要な事項
- (2) 第19条各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学生寮の管理の適正を期するために必要な事項

(事業報告書等の提出)

**第22条** 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 学生寮の指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

**第23条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、学生寮を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

**第24条** 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事し

ている者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

**第25条** この規則に定めるもののほか、学生寮の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この規則は、昭和47年4月10日から施行する。

**附 則** (昭和51年3月9日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年2月2日から適用する。

**附 則** (平成元年2月17日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成元年度の入寮者のうち、別に定める者に係る入寮期間については、この規則による改正後の宮崎県東京学生寮管理規則第7条の規定にかかわらず、1年間とする。

**附 則** (平成8年9月17日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成9年2月27日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年6月1日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成15年11月10日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成17年9月12日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成18年3月29日規則第26号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月29日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年4月3日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年10月 7 日規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に宮崎県東京学生寮に入寮している者の入寮期間に関しては、この規則による改正後の第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県東京学生寮管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表)

整理番号

※

入 寮 申 込 書

年

宮崎県知事 殿  
(指定管理者 様)

宮崎県東京学生寮に入寮したいので、関係書類を添えて申し込み

(写真)

縦3センチメートル  
横2.4センチメートル  
で、申請前6か月  
以内に撮影したもの  
に限る。

現住所

フリガナ

氏 名

(生年月日 年

保証人 (予定者)

氏 名

保証人 (予定者)

氏 名

学 校 名

学部、学科等名

いずれかに(

在学・受験 ( 月 日 発

入寮を希望する理由

.....

(裏)

中教の 学育学 校学歴 又校及 は卒 義業職 務後歴	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	

特技、趣味等

家 族 の 状 況	氏	名	続柄	年齢

保(予 証者) 人	氏名	続柄
	現住所 連絡先 (勤務先等)	電話番号 ( )  電話番号 ( )

保(予 証者) 人	氏名	続柄
	現住所	電話番号 ( )

誓 約 書

年

宮崎県知事 殿  
(指定管理者 様)

わたくしは、宮崎県東京学生寮の入寮を許可されましたので、所定の  
ことを誓約します。

もし、これらのことに違反したときは、どのような処分を受けても

氏 名

生年月日

現住所

わたくしは、上記の者の宮崎県東京学生寮入寮中の寮費の支払いに  
務を負担するとともに、一切のことについて責任を負うことを誓約し

保証人

氏 名

退 寮 届

全

宮崎県知事 殿  
(指定管理者 様)

室名番号  
氏 名

このたび下記のとおり退寮しますので、届け出ます。

退寮予定日	年 月 日
転 出 先	住所 電話
退寮の理由（退寮しようと思った動機を記入すること。）	

様式第4号（第16条関係）

指定管理者指定申請書

年

宮崎県知事

殿

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年

宮崎県知事 殿

所在地  
申請者 団体名  
代表者氏名

利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたい  
関する条例第10条の5第3項の規定により、申請します。

施設名	区分	単 位	金